

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

郡山市

目 次

第1章	事業の目的	1
第2章	業務概要	1
(1)	業務名	1
(2)	業務内容	1
(3)	業務期間	1
(4)	提案上限金額	1
第3章	参加資格	1
第4章	スケジュール	1・2
第5章	実施要領、仕様書及び所定様式の交付	2
第6章	仕様書等の内容に関する質疑応答	2
(1)	提出方法	2
(2)	受付期限	2
(3)	回答期限及び回答方法	2
第7章	参加表明書の提出	2・3
(1)	提出書類及び提出部数	2・3
(2)	提出期限	3
(3)	提出先	3
(4)	提出方法	3
第8章	資格審査	3
第9章	企画提案書等の提出	3
(1)	提出書類及び提出部数	3・4
(2)	提出書類の記載要領	4
(3)	提出期限	4
(4)	提出先	4
(5)	提出方法	4
(6)	留意事項	4・5
第10章	契約候補者の特定	5
(1)	選定委員会による審査	5
(2)	審査方法	5
(3)	評価基準	5・6
(4)	結果の公表	6
(5)	契約候補者等特定の無効	6
第11章	失格事項	7
第12章	契約条件	7
第13章	担当部局	7
第14章	その他	7・8

第1章 事業の目的

この要領は、郡山市が、郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する企画力、技術力、実績等を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

第2章 業務概要

- (1) 業 務 名 郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 提案上限金額 2,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3章 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (6) 過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、国及び地方公共団体、又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び第2条第5項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体（事業協同組合など）とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を締結し、履行完了した実績があること。
- (7) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。

第4章 スケジュール

内 容	予定期間・期限
募集開始（期間）	令和7年7月14日（月）～令和7年7月31日（木）
質問受付締切	令和7年7月18日（金）
質問への回答	令和7年7月22日（火）
参加表明書の受付締切	令和7年7月25日（金）

提案書類の受付締切	令和7年7月31日(木)
提出書類に対する質問	令和7年8月6日(水)
提出書類に対する質問への回答期限	令和7年8月12日(火)
選定・審査・決定	令和7年8月下旬予定
契約締結	令和7年8月下旬予定

第5章 実施要領、仕様書及び所定様式の交付

本プロポーザルに係る実施要領、仕様書及び所定様式は、郡山市ウェブサイト内に掲示する。
本プロポーザルへの参加を希望する者は、当該ページからダウンロードすること。

[郡山市ウェブサイト-入札・契約ポータルサイト-入札情報-その他の業務]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/150772.html>

第6章 仕様書等の内容に関する質疑応答

(1) 提出方法

質問回答書(様式第1号)により、次の送信先まで電子メールで提出すること。

なお、必ず電話で送信確認をすること。

送信先: sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

メールの件名: 「【事業者等名】郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務に関する質問」

(2) 受付期限

令和7年7月14日(月)から令和7年7月18日(金)午後5時まで

※提出期限経過後の質問及び指定した方法以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答期限及び回答方法

令和7年7月22日(火)までに、郡山市ウェブサイト上に掲載。

第7章 参加表明書の提出

提案内容等については、簡潔、明瞭かつ具体的にまとめて記入の上、以下の各項のとおり提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

No.	名 称	様 式	提出部数
1	参加表明書	様式第2号	1 部
2	法人概要	任意様式	
3	履歴事項全部証明書 (3か月以内のもの)		
4	過去2年の間に、国又は地方公共団体と結んだ契約書の 写し(2種類)		
5	納税証明書又はその写し (※下記参照)		

※納税証明書について

1 証明を必要とする税目は、下表の税目欄に掲げるすべての税目のうち、納税義務を有

する税目とする。

2 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。

3 証明日は、本公告以降に発行されたものとする。

税目	提出書類	証明年度	納税証明書 発行機関
1 法人市区町村民税	納税証明書 (各市区町村様式)	直近2年度分	市区町村
2 固定資産税			
3 軽自動車税			
4 法人税	納税証明書 (税務署様式その3の3)	(年度区分無し)	税務署
5 消費税及び地方消費税			

(2) 提出期限

令和7年7月25日(金)午後5時まで

(3) 提出先

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市農商工部産業雇用政策課(郡山市役所本庁舎1階)

(4) 提出方法

提出先に郵送又は直接持参

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものまでを有効とする。

また、提出書類の電子データを送付すること。

※持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。

第8章 資格審査

発注者は、提出された書類により参加資格を確認し、令和7年7月29日(火)までに参加表明書の提出者に通知する。

なお、参加資格を有しない者は、この通知以降、本プロポーザルの対象外とする。

第9章 企画提案書等の提出

提案内容等については、簡潔、明瞭かつ具体的にまとめて記入の上、以下の各項のとおり提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

No.	名 称	様 式	提出部数
1	企画提案書	様式第3号及び別紙任意様式	正本1部 副本5部
2	業務実績表	様式第4号	
3	業務実施体制	様式第5号	
4	業務スケジュール	任意様式	
5	見積書及び経費内訳書	様式第6号及び	

		任意様式	
6	直近2年間の各営業年度の「事業報告書」、「決算報告書」	任意様式	

1 企画提案書

仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容を記載すること。

2 業務実績表

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、類似する業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

3 業務実施体制

本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

4 業務スケジュール

令和7年8月下旬に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

5 見積書及び経費内訳書

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

6 直近2年間の各営業年度の「事業報告書」、「決算報告書」

(2) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書は、A4判縦に横書きで作成し、左とじ（ターンクリップ留め）をして提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横（折り込むようにすること。）も可とする。

イ 企画提案書はA4判で20ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で10枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判は片面でA4判片面2ページ分の扱いとする。）

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは明瞭な大きさのものとし、パソコン等で作成する場合、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）のサイズが望ましい。

エ 専門用語や略語には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(3) 提出期限

令和7年7月31日（木）午後5時まで

(4) 提出先

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市農商工部産業雇用政策課（郡山市役所本庁舎1階）

(5) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものまでを有効とする。

また、提出書類の電子データを送付すること。

※持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。

(6) 留意事項

- ア 提案は1者につき、1件とする。
- イ 参加表明書等の提出書類の文字サイズは、11ポイント以上で記入すること。
- ウ 提出した書類の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。
- エ 提出した書類は返却しない。

第10章 契約候補者の特定

(1) 選定委員会による審査

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザルの参加者の企画提案書等を、下記（3）に定める評価基準に基づいて審査し、契約候補者1名及び次順位者1名を特定する。

(2) 審査方法

提出書類による書面審査により行う。

ただし、総合得点が同点である者が複数いる場合は、見積価格が低い者から順に契約候補者や次順位者とする。

また、必要に応じて提案書類に対する質問を行うため、回答期限までに回答すること。

(3) 評価基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、次ページのとおりとする。

【評価基準】

評価項目	評価の着眼点		配点	
		判断基準		小計
業務実施方針 及び手法	実施目的と の合致性	本事業の目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案になっているか。また、事業目的に沿った十分な成果が見込まれると認められる場合に、優位に評価する。 (理解度、積極性)	20 点	75 点
	実施計画	事業の実施方法、実施スケジュールが妥当であり、効率的に実施できると認められる場合に、優位に評価する。(的確性、現実性)	15 点	
	候補企業の 選定	企業等を広く募集し、候補企業の選定が期待できる場合に、優位に評価する。(実現性)	10 点	
	具体的な支 援の方法	個々の支援対象企業にとって負担の少ない実施方法をとっていると認められる場合に、優位に評価する。(的確性、現実性)	15 点	
	実施体制及 び分担	人員体制及び業務分担等が優れているとみられる場合に、優位に評価する。 (的確性、実現性)	15 点	
業務実績	業務実績	類似業務の実績が多く、実績の内容、成果が本業務と合致するものを優位に評価する。	15 点	15 点
経費	見積価格	企画提案の内容に対し、見積価格が低いものを優位に評価する。	10 点	10 点
合計点			100 点	

(4) 結果の公表

審査結果については、郡山市公式ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- ア 事業者名
- イ 契約候補者名及び次順位者名
- ウ 各参加者の評価点
- エ 審査の経過及び審査委員

(5) 契約候補者等特定の無効

次のアからウのいずれか一つに該当する場合、契約候補者又は次順位者に特定しない。

- ア 書面審査の合計点が6割に満たない場合
- イ 参加者又はその関係者が、選定委員会構成委員等に対して、企画提案の選考において有利になるよう直接的又は間接的に要請したり、特別の便宜を要請したりすること等、社会通念上、不正な働きかけとみなされうる行為があった場合

第 11 章 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

ア 参加者が本要領第 3 章に定める参加資格要件を満たしていない場合

イ 参加表明書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに参加表明書等が郵送において到着しないことを理由に無効とした場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

ウ 企画提案書の作成様式及び本要領に示された条件に適合しない場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第 12 章 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として特定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに、本要領第 9 章に定める失格事項に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金については免除する。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 委託料は、検査の完了後に支払うものとする。

第 13 章 担当部局

〒963-8601

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市農商工部 産業雇用政策課 産業政策係

電話番号：024-924-2251

電子メール：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

第 14 章 その他

(1) 留意事項

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 企画提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。

エ 提出された企画提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提出された書類は返却しない。

- カ 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金支払又は委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。
- キ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ク 参加者は、審査結果に苦情を申し立てることはできないものとする。
- ケ その他必要な事項は、規則及び本プロポーザル実施要領による。